

〈教育報告〉

平成10年度 特別課程「公衆衛生看護管理」コース

植 田 悠紀子

はじめに

本院における公衆衛生看護管理者を対象とする短期のコースは、昭和21年に衛生看護学科の名称で4か月のコースが行われたのを始めとして継続実施され、昭和55年から公衆衛生看護管理コースとなって今日に至っている。

平成10年度は、5月7日から6月10日までの約1か月間実施し、33名が修業した。

今年度の実施状況を以下に述べる。

1. コースの目的

管理に関する諸理論を学び、公衆衛生看護管理者としての判断の基盤となる最新の情報を収集して、地域の健康問題と公衆衛生看護活動を見直し、公衆衛生看護の課題を的確に把握する能力を養うとともに、公衆衛生看護管理者として、より効果的な活動を創造し展開するための知識と技術を修得することを目的としている。

2. コースの対象

保健婦(士)の免許を有し、保健婦(士)として国および地方公共団体等に勤務し、管理的立場にある者を対象としている。

応募者は、婦長・係長・主幹・課長・主査など、名称はさまざまであるが、「現在管理的立場にあるか近い将来その立場に立つ者」として自治体から推薦される。

3. 応募状況

公衆衛生看護管理をテーマとした研修は、東京都が本コースに類似した1か月コースを実施している他は、2、3日間の小規模な研修である。また、全国規模の研修がない。

このため本コースへの需要が高く、定員30名に対して例年40～50余名(ただし昨年は38名)の応募がみられる。

平成10年度の応募は45名であった。

昨年の応募者数の落ち込みは、推測した通り、地域保健法施行に伴う保健所の統廃合および機構改革による人員の再配備が影響した一時的現象であったといえるようであるが、本年度の受講者にも、厳しい状況下で受講を実現させた背景があり、公衆衛生の現場の改変に伴い研修への需要が高まる反面、受講には本人および周囲の大きな努力が必

要となる厳しい現実が改めて実感された。

応募自治体は都道府県が多いが、近年、政令市からの応募が増加している。平成10年度は15市1特別区で、応募者の3割強を占めるに至った。

4. 受講者の選考

本コースの定員は30名で、本院の教育設備や寮の収容能力、教育内容からみた教育効果等を勘案して定めた枠であるが、応募者が多数のため例年定員を越えて受講を許可している。しかし、本コースの教科内容が受講者一人一人の現場での課題を重視し、その解決を支援する意味もあり、定員の2割までを一応の基準として選考を行わざるを得ない。

受講者の選考にあたっては、基礎的な教育歴・保健婦資格の有無・管理的立場か否か等をチェックするが、最近では受講に必要な要件を満たしていない応募者はほとんどいない。そこで、受講の機会をできるだけ公平に配分するために、1自治体からの受講は1名とし、

①本コースへ初めて派遣する自治体、②前年度は応募がなかったか、応募したが定員の都合で受講許可とならなかった自治体、③今回を入れて本コースへの派遣が連続2年以内の自治体、④今回を入れて過去10年間の本コースへの派遣が3回以内の自治体、の順に選考した。

その結果、平成10年度の受講許可を34名としたが、辞退者が1名あり、33名が受講している。政令市特別区からの受講者は13名(39%)であった。

なお、上記の選考基準は平成元年度以来受講不許可となった自治体に文書で伝え、受講者にも明示してきた結果、近年は連続派遣が3回目になると1年休み、上記②の条項によって次の年度の派遣を企画するという自治体が増え、各自治体においても計画的な派遣が行われるようになった。

5. 受講前の準備

受講3、4週前に、実施計画表とともに受講前の準備についての文書を受講者に送付している。平成10年度は実施計画表の科目の構成の説明の他、受講に先立ち準備することとして、①公衆衛生看護活動の現状と課題の資料となる職場状況の情報、②「保健統計の活用」の授業で実際に指導を受けたいもの、③「自主セミナー」で取り上げたいテーマと資料等を持参するように連絡した。

受講前の多忙な時期に、職場状況等の資料を整えるのは

受講者にとって負担ではあるが、受講に際して、自分の職場の管理上の課題を再認識する上で、この事前準備は有効であるという受講者の意見が例年聞かれる。

6. 教科内容

教科の中心を、公衆衛生看護活動の現状を見直し課題を明らかにすること、それを周囲の者と共有すること、具体的な改善策を見出し、各自の職場におけるチーム・アプローチの方法を具体的に計画することに置いている。従って、討議およびグループ・ワークが重要な位置を占め、例年ほぼ5割の時間を演習に当てている。

平成10年度は、計150時間のうち80時間を演習とした。教科内容は、昨年と同じく次の(1)～(4)の柱を立て、自主セミナー、その他を加えて構成した。

- (1) 公衆衛生看護管理論
講義 18時間 演習12時間
- (2) 健康な地域づくり
講義 16時間 演習24時間
- (3) 活動の施策化
講義 18時間 演習 4 時間
- (4) 保健婦の力量形成
講義 6 時間 演習22時間
- (5) 自主セミナー
講義 2 時間 演習14時間
- (6) その他
見学等10時間 演習 4 時間

学習の流れを概説すると、各自の日頃の問題意識を出し合い、公衆衛生看護行政や公的介護保険等の動向と今後の見通し、地域で予測される課題等を学ぶ。また、公衆衛生看護管理者の役割・機能を職場の組織と人間関係等から学ぶ。さらに、いま期待が大きい健康な地域づくりに関して、住民主体のまちづくりの理念と方法を学び、地域づくりにおける保健所や行政の役割を再認識する。

また、管理者としての役割である活動の施策化について、計画立案の理論と実際、ケア・コーディネーション、地域ケアシステムの推進等をとおして考え、施策化に必要な要素として、経済学や保健統計の活用を学ぶ。

そして、活動を実施するために必要な保健婦の力量形成の方法を、事例検討の進め方、現任教育の進め方等をとおして、グループ・ワークを中心として具体的に検討する。

以上のような教科内容の展開を行っても、なお個々の受講者の個別の学習ニーズは満たし切れない。そこで、例年、自主セミナーの時間を組んで、個別のニーズ充足を図っているが、平成10年度も、昨年よりさらに2時間増の16時間を配分した。平成10年度の特徴のある教科内容を次に述べる。

集団内のコミュニケーション：職場内の人間関係を構築する「積極的な聴き方」を中心に、8時間にわたり民間の研修機関の講師から、演習をまじえて学んだ。

地域づくり型保健活動：このテーマは地域の研修における需要が高く、前年度同様、演習を中心に14時間で技法

表 自主セミナーの内容

※重複あり

テ ー マ	実 施 場 所	参加数※
①在宅難病患者の地域ケアシステムについて	神奈川県厚木保健福祉事務所	8名
②横浜市地域ケアプラザと総合相談窓口の保健婦の役割と機能	横浜市鶴見区役所 鶴見福祉事務所	6
③子ども家庭支援センターの活動について	横浜市栄保健所	7
④痴呆性高齢者対策について	横浜市高齢者グループホーム「オクセン」 横浜市総合保健医療センター	5
⑤行政と民間における精神障害者の地域サポートのあり方	都立中部総合精神保健福祉センター JHCピアサポートネットワークセンター・ハーモニ JHCワシントンハウス・サンマリーナ	4
⑥在日外国人の健康管理及び保健サービスについて	中野区南部保健相談所 AMDA国際医療情報センター	4
⑦先進地におけるエイズ対策の現状を学ぶ	池袋保健所エイズ知ろう館、都衛生局エイズ対策室、南新宿検査相談室	2
⑧中核市の保健婦業務について	宇都宮市保健所	2
⑨児童虐待への対応	世田谷区世田谷保健所	1
⑩障害児支援システムの取組み	東京都三鷹保健所	1

の習得を図った。

保健活動におけるプロジェクト・サイクル・マネジメント：今回初めての教科内容であるが、外部と院内の講師の指導を受けながら、公衆衛生看護学部職員でPCM研修を受講した者が全員参加で実施した。3日間に及ぶ科目は異例であるが、通常5日間必要な内容であったため、時間不足は否めなかった。受講者の理解は今一つの感があったが、時間外にさらに指導を得ることができ、学習意欲が高められ好評であった。

グループワーク「現任教育の進め方」：毎年行っている演習であるが、期待する新任者または中堅者像と現状との比較から現任教育の課題を抽出し、具体的な教育方法を18時

間にわたって検討した。

自主セミナー：受講者は、コース開始直後から希望するテーマについて調整を行い、適宜グループを作って、表の内容で実施した。また、コース終了間近に、次の3テーマに分かれて、情報と意見の交換を行った。

- ①保健婦の仕事を見えるようにする 10名
- ②機構改革後の企画調整の業務内容 10名
- ③保健婦の仕事を見せるためにどうしたらよいか 13名

自主セミナーは、テーマの選定から講師の交渉、実施、報告書の作成まで、全て受講者自身が行うが、最後に報告会と報告集の配布を行い、受講者各自の充足度は非常に高かった。

7. 受講の成果

例年述べていることであるが、30名を越す公衆衛生看護管理者が、全国から集まって1か月近い間共に考え学ぶ機会は、受講者にとってももちろん初めての経験である。各自治体から一人だけの参加は、日常的な利害関係から離れて、心おきなく意見交換ができるメリットが大きい。本コースでは、この機会を活用して受講者が相互のネットワークを育てて行けるように意図し、学習プログラムに情報や意見の交換を多く組み込んでいる。

修業者は、受講内容を現場に伝え、さらに検討を加えて

実用に供している例も多い。また、受講した内容から選択して実務レベルで伝達講習を行ったり、受講時に入手した情報を活かして修業者同士で互いに支援しあったり、院内外の講師を交渉し、各自治体の保健婦研修を企画する等、受講後何年間も持続する効果をあげている。

修業時に本院の看護系修業生で構成する公衆衛生院同窓協議会看護部会を紹介しているが、ほぼ全員が入会しており、公職を退いた後も会員として交流を継続する修業者も多く、わずか1か月の研修でも、本院を母校として懐かしむ心情が育つことは、専門職に対する専門的な研修であることの一つの成果であるといえよう。

おわりに

公衆衛生看護管理コースは、対象者の母数が多く需要も高いために、長年にわたり毎年実施されているコースの一つである。未派遣の都道府県はないが、地域保健法により市町村保健活動への期待が高まるに伴い、本コースへの市町村からの応募が増えると思われる。

本コースの成果は、毎年受講者の極めて熱心な学習意欲に負うところが大きい。この意欲が受講によってさらに育てられ、全国の仲間との交流によって長く継続してゆくために、コース終了後の支援が重要であると考えている。

〈教育報告〉

平成10年度 特別課程「建築物衛生」コース

池田 耕一, 岩田 利枝, 吉田 拓正, 徳山 久雄

1. 概 要

建築物衛生コースは3年に1回開催され、対象は原則として、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（いわゆるビル管理法）に基づいて行われる環境衛生監視に関する業務に携わる者である。教育内容は建築環境管理に関する専門的な知識を学ぶとともに、衛生監視に必要な実践的技術の体得し、建築物衛生に対する包括的理解を深めることを目的としている。今年度は、受講生を通じてそれぞれの業務地に最新情報をもたらすということを考慮し、講義課目として「建物の廃棄物処理計画」「電磁場」の追加などを行った。

2. 実施状況

本コースの時間数は講義70時間、演習18時間、実習12時間、隣地訓練32時間、その他6時間の計138時間であった。前回（3年前）より講義時間を2時間増やし、その他を2時間減らしている。今年度は6月15日（月曜日）開講から7月15日（水曜日）閉講までの23日間となった。受講生は定員40名に対して24名、性別では男性17名、女性7名、職種はほとんどが環境衛生業務に携わるものであった。

本コースは講義、演習、実習、隣地訓練で構成された。講義は「建築衛生」「建築物衛生行政」「室内環境の衛生管理」「水環境の衛生管理」「住まいと健康」「監視業務の実際」から成る。「室内環境の衛生管理」では、空気汚染、ダニアレルゲン、温熱環境などそれぞれについて基礎理論を学び、その上で最近の諸問題、対策技術を把握することに重点を置いた。

演習では「建築設備見学」で今年度は都庁の設備について見学を行なった。空調、給排水、廃棄物についてまず基本的な構想、計画、実施、変更点などの説明を受けた後、2班に分かれて現場を見学し、さらに具体的な質疑応答を行なった。写真1は廃棄物処理設備について、操作盤の前で都庁の担当者から説明を受けている様子である。

実習では「環境衛生測定法」として建築衛生の観点から環境諸条件（気流、温度等）の測定と評価を実際に習得した。

隣地訓練の「特定建築物の衛生監視」として今年度は、「ホテルニューオータニ ガーデンコート」（千代田区）「大



写真1 「建築設備見学」(都庁)

森ベルポート」(品川区)「オルガノ本社」(江東区)「飯田橋合同庁舎」(文京区)「カシオ本社ビル」(渋谷区)「ベルブ永山」(多摩市)の各建物において、4名ずつに分かれてビル衛生監視業務を実際に現場で学んだ。写真2は「ホテルニューオータニ ガーデンコート」における立ち入り検査の様子を示している。その後、現場で学んだことを班毎にセミナーの時間を利用してまとめ、最終日にその成果を発表し、討議を行なった。

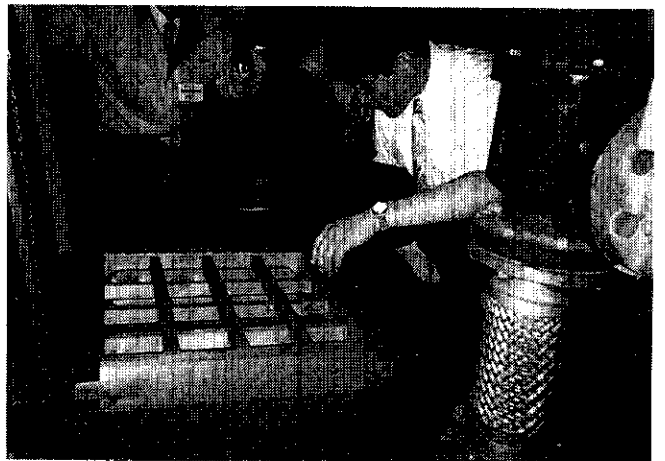


写真2 「特定建築物の衛生監視」

3. 今後の課題

建物の環境管理を行なうためには、建築物に関する専門的な知識及び技術を持つことが必要である。このような視点から、このコースでは講義ではかなり高度な知識を学び、さらに演習、実習、隣地訓練を通して実際の業務の役立つ技術を習得するようにカリキュラムを組んだ。しかしながら、地方自治体の現状を考慮し受講生の実務により直接役立つものを目指すと「住まいと健康」コースに近い課目なども含まざるを得なかった。結果的に1ヶ月のコースとし

てはやや盛沢山となってしまい、コース終了後のアンケートの中にはもっと期間を延ばして「住まいと健康」コースとドッキングさせるか、内容の重複を避けるかした方がよいという意見も見られた。受講生の業務地、業務内容、経歴の違いは小さくなく、カリキュラムの組み方は今後も検討が必要である。

内容・程度に関してのアンケート結果でも、受講生の子備知識の差により評価は分かれていたが、地域との交流、情報交換などを含めてコース全体として見ると、おおむね目的は達せられたと考えられる。

〈教育報告〉

平成10年度 特別課程「地域保健医療福祉計画」コース

岩永俊博, 武村真治

1. 概要

地域保健医療福祉計画コースは年1回開講され、対象は原則として保健医療福祉に関する計画の策定に携わる、または携わる予定のある医師、歯科医師ならびに公衆衛生分野の専門職である。教育内容は、保健医療福祉に限定されない幅広い視点から、計画のもつ意味を捉え直し、計画の策定・実施・評価の各過程に関する基礎知識、理論、及び実践的技術を学ぶことを目的としている。特に今年度は、地域づくり型保健計画やPCMなどの個々の計画策定手法を習得するための演習と、それらを実際の地域に応用して、精神保健や高齢者ケアなどの特定の分野に関する保健医療福祉計画を策定する演習を実施し、理論と実践の両面から計画策定の手法を理解することをねらいとした。

2. 実施状況

本コースの時間数は講義62時間、演習54時間、その他4時間の、計120時間で、講義と演習の時間数はほぼ同じであった。受講生数は定員20名に対して15名、性別では男性13名、女性2名、職種は医師12名、歯科医師2名、その他の公衆衛生従事者1名であった。受講の動機は、自分の意志が7名、上司の命令が8名であった。

本コースは、講義と演習で構成され、講義と演習の日程は期間を通じてほぼ均等に配置した。講義は、「保健医療福祉計画総論」、「行政計画の理論と評価」、「国の保健医療福祉計画」、「地域における保健医療福祉計画」、「保健医療福祉計画各論」で構成されていた。「行政計画の理論と評価」では、保健医療福祉の分野にとどまらず、行政学や行政計画の基礎理論を学ぶことに重点を置いた。「国の保健医療福祉計画」では、厚生省から講師を招き、現在進行している医療計画、エンゼルプラン、障害者プラン、健康日本21の現状と今後の課題を学んだ。「地域における保健医療福祉計画」では、都道府県、市町村レベルでの地域保健医療計画、老人保健福祉計画などに関して、基本的な考え方や計画策定・実施・評価の具体的な手法を、地域の先進事例の紹介を交えながら、講義を実施した。「保健医療福祉計画各論」では、計画策定のための研究・調査法、保健経済学、ヘルス・プロモーションなどの計画学の周辺領域の理論を学んだ。

演習は大きく2つの目的で実施した。一つは、現在確立されている計画策定の手法を習得するための演習で、もう

一つは実際に地域保健医療計画を策定する演習である。前者では、「地域づくり型保健計画」「Project Cycle Management (PCM)」「Precede-Proceed Model」の3種類の手法に関して各6時間の演習を実施した。後者に関しては、昨年度の演習で計画のスタンダードを作成した際に、具体性に欠ける、という意見が多くみられたため、今年度は実際の地域を想定して具体的な計画を策定することとした。演習は4つの班に分かれて以下の手順で実施した。①これまでに策定されている都道府県・二次医療圏の保健医療計画や市町村の老人保健福祉計画をレビューし、記載事項の必要性や不足している事項、問題点などを整理し、②実際の地域を想定して、特定の分野に関する地域保健医療計画を策定する。計画策定の分野は各班で自由に設定し、「精神保健」「高齢者ねたきり予防対策—3次予防システムの構築—」「政令市型の健康づくり」「岩手県におけるへき地医療と救急医療体制」という4つのテーマに関する計画を策定した。各段階の最後に発表とディスカッションを実施し、異なるグループの受講生や主任、副主任の意見を聞く機会を設けた。演習の問題点として、2つの演習を同時進行で行ったため、個々の計画策定手法を実際の計画策定演習に十分に活用できなかった点が挙げられる。今後は、手法の演習をコース前半で実施し、それを十分に理解した上で、策定の演習をコース後半で実施する、というカリキュラムを設定する必要がある。

3. 今後の課題

地域において計画を適切に策定・実施・評価するためには、計画の実際についての十分な知識をもち、かつ行政における計画の意義を理解した上で総合的な調整能力を発揮することが求められる。このような視点から、このコースは、保健・医療・福祉の視点から計画の本質を学習できるように講義と演習を軸としたカリキュラムを組み、受講生の能力開発に十分に貢献できたと考えられる。

現在、保健・医療・福祉の分野で様々な計画が策定されているが、今後はこれらの連携・統合を目指した総合的なサービス体系の整備のために、地域特性に適合した計画の重要性が高まってきている。また保健所機能として、企画・調整・評価や市町村に対する技術的な指導・支援などが求められるようになると、計画策定に直接関わる者だけでなく、全ての公衆衛生従事者に行政学的判断能力と計画運営能力が必要となる。したがって今後は、本コースを人材育成、人材開発の視点からさらに発展させ、より多くの受講生が参加できるような条件を検討中である。

〈教育報告〉

平成10年度 特別課程「食肉衛生検査」コース

山本茂貴, 藤原真一郎, 松岡隆介, 岡田由美子

食肉衛生検査コースは地方公共団体の食肉衛生検査所等においてと畜検査員として2年以上の実務経験を有する者を対象とする研修コースである。平成5年度までは隔年で実施してきたが、平成6年度からは毎年実施することとなった。平成10年度は平成10年6月15日(月)から7月15日(水)の約4週間にわたって実施された。今年度の研修生は43名であった。

1. コースの概要

本コースの目的は主として食肉衛生検査所における食肉の衛生的安全確保を図るための専門的知識と技術の修得および食肉衛生管理者として必要な公衆衛生学的知識と最近の情報の提供である。また、平成4年4月より食鳥検査制度が実施されているので、食鳥検査をもその対象として取り上げている。

本年度のカリキュラムは大きく分けて1. 食肉, 食鳥肉及びそれらの加工品の衛生確保対策, 2. 腸管出血性大腸菌 O-157, 3. 家畜衛生, 4. 食肉衛生検査技術, 5. と畜場及び食鳥処理場の微生物コントロール, 6. 特別講義, 7. その他 見学実習等からなっている。食肉, 食鳥肉及びそれらの加工品の衛生確保対策では、厚生省乳肉衛生課に行政面での講義を依頼した。腸管出血性大腸菌 O-157について枠を設けた。家畜衛生では、家畜の疾病を中心に、特に最近話題となっている疾病に焦点を当てて講義を行った。食肉衛生検査技術としては、概論, 生体検査としての臨床検査のポイント及び外国の現状を紹介し、試験室検査法を微生物学的検査, 免疫学的検査, 病理学的検査及び理化学的検査として最新の方法及び基礎理論について講義した。更に各都道府県の情報交換のためのネットワーク作りのためのコンピュータ実習を昨年に引き続き行った。また、ゼンチクマクドナルド千葉工場において実地見学を行った。と畜場及び食鳥処理施設の微生物コントロールでは、最新の構造設備についての情報や生産所理施設の衛生について、近年注目されている HACCP の観点から講義を行った。それをふまえ、全国で3カ所ある対米輸出用と畜場の中でも衛生面で優れた群馬県の対米輸出用と畜場において実地見学を行った。特別講義では動物愛護の視点から、食

肉処理における動物愛護の重要性について講義を行った。その他では各研修生が持っている食肉衛生行政に関する質問や意見等について、実際に行政に携わっている講師を招き、セミナー形式での質疑応答を行った。

今回のカリキュラムの特徴は、食肉衛生検査に関する最新の知識・技術はもとより、と畜場を食品工場と考え、HACCP の考え方を持って衛生面に重点をおいた意識改革を意図していることである。また、食肉衛生検査コースの研修生は、将来、地方公共団体等で食肉衛生行政さらには公衆衛生行政の指導的立場になる方々であると考えている。そのため、検査技術や知識の修得のみならず、公衆衛生行政に関しても問題解決の能力が必要とされるので、昨年に引き続きテーマ研究を行った。テーマ研究では、それらを考慮して食肉衛生全般を対象としたテーマを各自が出し合い、それを整理して以下の6グループに分け討論形式で行った。

グループA 公衆衛生獣医師の将来像について

グループB 安全で衛生的な食肉を供給するための農政当局との連携のあり方

グループC と畜場の衛生管理について

グループD 現場検査の信頼性確保について

グループE と畜場に搬入される O157保菌牛の対策について

テーマ研究は、時間的制約があったもののほぼ全員が満足できるものであり、今後も続けていく予定である。

2. まとめ

終了後の評価としては、研修生が各自自治体に戻り食肉衛生の指導的立場となったときに十分役に立つ内容であったと考えている。また、食肉衛生検査コースは毎年開講となったので、食肉衛生行政における最近の話題に対応しやすくなった。今後もアンケートの結果を踏まえながら、時代にあったコース内容にしていきたいと考えている。最後に本コースは、研修生がこの研修を通じて、お互いの親睦を深め、全国各地の食肉衛生検査所の現状を知り、今後、食肉衛生に関する情報交換がスムーズに行える環境を整えられたものと思われる。